

お知らせ

2025年11月20日
東北電力株式会社

「東通原子力発電所の防護設備の性能試験等の未実施及び不適切な試験記録等作成」に係る原子力規制検査（核物質防護関係）の評価結果について

本日、原子力規制委員会において、「東通原子力発電所の防護設備の性能試験等の未実施及び不適切な試験記録等作成」に係る原子力規制検査の結果が報告され、「重要度評価^{※1}：緑」「深刻度評価^{※2}：SLⅢ」との評価が決定されました。

本事案は、これまで「防護設備における性能試験成績書の作成の不備（令和7年6月）」として、原子力規制庁による原子力規制検査が継続されておりました。（2025年8月20日お知らせ済み）今般、検査の終了に伴い、その結果が原子力規制委員会へ報告されたものです。

本日の原子力規制委員会後、当社に評価内容が通知されるとともに、根本的な原因の分析を踏まえた改善措置活動の計画を策定し、2026年2月末までに報告することが求められております。

核物質防護については、厳格な対応が求められており、本事案を発生させてしまったことは、原子力事業者としての信頼を損なうものであり、当社として極めて重く受け止めております。

地域の皆さまにご心配とご不安をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

東通原子力発電所においては、敷地内への侵入を防止するために監視装置を設置し、保守点検（機器が正常に動作し、機能が健全であることを確認する点検）と性能試験（防護システムとしての性能を確認する試験）を実施しております。保守点検のうち日常点検や定期点検（年1回）は適切に実施され、個々の設備の健全性や機能に問題がないことを確認しております。

一方で、性能試験と保守点検（警報表示機能確認）については、求められる試験・点検の一部もしくは全てを実施していなかった状態で、実施済みとして記録を作成する等の不適切な取り扱いが行われていたことが確認されました。（詳細は、別紙参照）

当社は、本事案を確認して以降、速やかに性能試験および保守点検（警報表示機能確認）を改めて実施し、防護システムとして求められる性能・機能に問題がないことを確認しております。なお、これまでに東通原子力発電所における不正侵入は、確認されておられません。

また、社長をトップとした全社体制のもと、事案確認および直接的な原因の分析を進め、必要な再発防止対策を既に講じております。

当社といたしましては、今回の評価・通知内容も踏まえ、背景要因を含めた根本的な原因の分析および更なる改善策の検討を進め、第三者の評価も取り入れながら、実効性の高い改善措置計画を策定し、確実に実行していくことで、再発防止を徹底してまいります。

以 上

※1 重要度評価は、検査指摘事項が原子力安全に及ぼす影響について、影響が大きい順から「赤」、「黄」、「白」、「緑」の4段階に色付けされて評価される。

赤：安全確保の機能又は性能への影響が大きい水準

黄：安全確保の機能又は性能への影響があり、安全裕度の低下が大きい水準

白：安全確保の機能又は性能への影響があり、安全裕度の低下は小さいものの、規制関与の下で改善を図るべき水準

緑：安全確保の機能又は性能への影響があるが、限定的かつ極めて小さなものであり、事業者の改善措置活動により改善が見込める水準

※2 深刻度評価は、検査指摘事項が原子力安全または核物質防護に及ぼす影響について、影響が大きい順から「SLI」、「SLII」、「SLIII」、「SLIV」の4段階で評価され、評価レベル等に応じた規制措置が行われる。

SL I：原子力安全上または核物質防護上重大な事態をもたらしたものの、またはそうした事態になり得たもの

SL II：原子力安全上または核物質防護上重要な事態をもたらしたものの、またはそうした事態になり得たもの

SL III：原子力安全上または核物質防護上一定の影響を有する事態をもたらしたものの、またはそうした事態になり得たもの

SL IV：原子力安全上または核物質防護上の影響が限定的であるものの、またはそうした事態になり得たもの

別紙：「東通原子力発電所の防護設備の性能試験等の未実施及び不適切な試験記録等作成」について